

芦屋市発注の工事からの暴力団排除の推進について

本市発注工事からの暴力団排除を推進するため、平成21年3月2日より、兵庫県芦屋警察署と連携し、本市発注工事の受注者に対して、暴力団員等から不当な介入を受けた場合に警察へ届け出るとともに、本市に報告することを義務付けます。

契約の履行に当たって、受注者が暴力団員等から不当要求や工事妨害などの不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察へ届け出て、捜査上必要な協力を行うとともに、本市に報告してください。また、下請業者に対しても、この趣旨の徹底を図るよう十分指導してください。

受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出や本市への報告を怠った場合、競争入札にかかる指名停止等の措置基準に基づき、指名停止の措置を行うこととなります。

なお、兵庫県芦屋警察署は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が、警察への届出等及び発注者への報告を行ったときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや行政命令の発出並びに当該請負者及び市職員等関係者に対する万全な保護対策の徹底を図ることとなっています。